

令和3年第5回
教育委員会定例会
会議録

令和3年5月25日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年第5回教育委員会定例会	
開 催 日 時	令和3年5月25日（火） 開会時刻午前10時02分 閉会時刻午前10時37分	
開 催 場 所	朝霞市役所 502会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 0人	

令和3年第5回

教育委員会定例会

令和3年5月25日(火)
午前10時02分から
午前10時37分まで
朝霞市役所 502会議室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 市長からの意見聴取
- 7 議 案 の 審 議
- 8 そ の 他
- 9 閉 会 宣 言

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	金 子 二 郎
生 涯 学 習 部 長	神 頭 勇
学校教育部次長兼教育総務課長	斎 藤 勉
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	菊 島 隆 一
教 育 管 理 課 長	岩 崎 英 雄
教 育 指 導 課 長	松 本 欣 巳

学 校 給 食 課 長
文 化 財 課 長
中 央 公 民 館 長
函 書 館 長

杉 西 恭 子
赤 澤 由 美 子
中 村 浩 信
林 優 光

事務局

教 育 総 務 課 長 補 佐
教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 長

山 本 雅 裕
古 瀬 聖 将

(会議資料)

◎教育長報告事項

- ①学級編制及び教職員定数について
- ②専決処理について（朝霞市学校運営協議会委員の解任について）
- ③令和3年度運動会・体育祭（体育大会）について
- ④令和3年度林間学校の実施について
- ⑤いじめに関する調査結果について
- ⑥学校給食における事故について
- ⑦第25回朝霞市民ウォークラリー大会について
- ⑧市内小・中学校における感染症の発生について

◎市長からの意見聴取

議案第30号 令和3年度（2021年度）朝霞市一般会計補正予算（第2号）＜教育委員会関係分＞について

議案第31号 朝霞市職員のサービスの宣誓に関する条例及び朝霞市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第32号 工事請負契約の締結（図書館本館改修工事）について

◎提出議案

議案第 33 号 奨学金貸付決定について

議案第 34 号 朝霞市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

議案第 35 号 朝霞市社会教育委員の委嘱について

議案第 36 号 朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第 37 号 朝霞市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 38 号 朝霞市文化財保護審議委員の委嘱について

議案第 39 号 朝霞市公民館運営審議委員の委嘱について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから、令和3年第5回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、森島委員にお願いしたいと存じます。

○森島委員

はい。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和3年第4回教育委員会定例会及び令和3年第3回教育委員会臨時会の会議録について、追加、訂正等があれば、お申し出いただきたいと思っております。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

（はい、の声）

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が8件、市長からの意見聴取が3件、提出議案が7件でございます。

なお、本日の議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当する者はございませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

教育長報告事項の5点目、「いじめに関する調査結果について」、教育長報告事項の8点目、「市内小・中学校における感染症の発生について」及び「議案第33号 奨学金貸付決定について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。

また、議案第30号、第31号及び第32号の「市長からの意見聴取」につきましては、市議会

提出前の検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。

非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針第6条第1項により、会議を非公開とすることができることになっていることから、会議を非公開とすることを御提案します。

なお、議案第30号、第31号及び第32号の「市長からの意見聴取」につきましては、公開できる時期になりましたら、資料及び会議録を公開することとしてよろしいか、併せて伺います。

なお、会議を非公開とするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより、採決いたします。

教育長報告事項5点目、教育長報告事項8点目、議案第33号並びに議案第30号、第31号及び第32号の「市長からの意見聴取」につきまして、議事を非公開とすること、また、議案第30号、第31号及び第32号の「市長からの意見聴取」の資料及び会議録を所定の時期に公開することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、教育長報告事項5点目、8点目、議案第33号並びに議案第30号、第31号及び第32号の「市長からの意見聴取」につきましては、議事の最後に非公開とすることに決し、また、議案第30号、第31号及び第32号の「市長からの意見聴取」の資料及び会議録を所定の時期に公開することに決めます。

◎4 教育長月間行事の承認

○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和3年4月の教育長月間行事实績及び令和3年6月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませんか。

(はい、の声)

異議がございませんので、教育長月間行事を資料のとおり承認することといたします。

◎5 教育長の報告

○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応として、事前に配付している教育長報告事項に係る担当からの報告を省略し、直ちに質疑応答に入ることといたします。

それでは、教育長報告事項2点目につきまして、学校教育部長から専決処理の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

朝霞市学校運営協議会委員の解任を行うことについて、事務処理上、定例会にお諮りする時間的余裕がなかったため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

内容といたしましては、朝霞市学校運営協議会委員のうち、朝霞第十小学校の委員から退任の申出があったことに伴い、解任をしたものでございます。

以上でございます。

○二見教育長

専決事項の説明が終わりました。

それでは、非公開とされた5点目及び8点目以外の報告事項について、御質問等を受けたいと思います。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項の4点目、令和3年度林間学校の実施についてでございますが、こちらの資料を見ますと、6月の実施予定が3校、7月上旬の実施予定が2校ありますが、宿泊を伴いバスを使用ということになります。行き先の場所にもよりますが、現在各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出されている中、また、変異株による若年層の感染や感染力の強さも心配されているところでございますが、実施の有無などについてはどのように御判断されるのでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

御答弁させていただきます。

林間学校の実施につきましては、まずは行き先の受入れの方が、まず朝霞の小学校を受け入れる

ことについて可能かどうかというところを、学校と個別に連絡を取りながら判断しております。

今回予定している全ての場所につきましては、先方の受入先については受け入れることは可能であるということです、それを踏まえて各学校の方で最終的には判断して実施しております。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

追加で御説明申し上げます。

今、平木教育長職務代理者から御指摘があったとおり、本件につきましては、4月19日に、まん延防止等重点措置が適応され、28日に適応地域の拡大ということで朝霞も含まれております。そして、12日以降延長されて現在もやっているところですが、4月19日に埼玉県教育長から「まん延防止等重点措置の適応に伴う対応について」ということで通知がございまして、学校行事につきましては、まん延防止等重点措置期間中は、児童生徒が学年を越えて一同で集まって行う行事等はなるべく避け、実施する場合であっても感染防止対策を徹底すること。修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は、目的地等の状況、児童・生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て実施の可否を判断することという旨の指示がございまして、これまでに実施した学校等につきましても、事前に保護者に確認をした上で、参加の可否について保護者へ報告した上で実施していますので、今後も措置対象であっても同様に対応してまいります。以上でございます。

○二見教育長

よろしいですか。

○平木教育長職務代理者

はい。

○二見教育長

ほかに、御質問ございますか。

高橋委員。

○高橋委員

林間学校についてなんですが、2泊だったものが1泊になっているみたいですが、その根拠と申しますか、個人的には同じメンバーで行くのであれば、1泊も2泊もという気が少しするんですが、もちろん、感染予防という名目でやっているのは分かるんですが、何か科学的根拠というか、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

1泊2日にした経緯でございますが、各学校の方では、例年訪問している所を基に内容を精査しまして、密等が発生する、あるいは長期にわたって一緒に過ごす、そういったところの感染リスク等を考慮しまして、1泊2日ということで各学校の方で決定しているものでございます。

決定に当たりましては、教育指導課の方にも事前に相談をいただいたりという形で、一緒に考えながら行わせていただいております。

以上です。

○高橋委員

ありがとうございます。

○二見教育長

ほかに、御質問はございますか。林間学校以外でも、ほかの報告事項について何かございますか。

○説明員・松本教育指導課長

資料の方なんですけれども、第八小学校については、1泊2日を2グループに分けてという形で検討中という形になってはいるんですけれども、その後ですが、1泊2日を2グループに分けて実施するという形で決定しているということですので、申し添えさせていただきます。

以上になります。

○二見教育長

追加の報告がございました。

ほかに、質問はございますか。

平木教育長職務代理人。

○平木教育長職務代理人

教育長報告事項6点目、第五小学校の給食における事故報告書についてでございますが、先日いろいろこちらでも協議させていただいたと思うんですが、その後の状況について、経緯についてはどのようにされたのか、御説明いただけますでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・杉西学校給食課長

前回の臨時会で平木教育長職務代理人から御提案いただいたサンプル品のシールにつきまして、

学校給食会の方に要望させていただきました。その結果、5月からサンプル品のシールを作成し貼付するという形で改めていただきまして、5月12日に私、現地の方に視察に行かせていただいて、実施状況や実際にちゃんとできているか確認したところ、そのように改めていただいております。

以上です。

○平木教育長職務代理者

ありがとうございます。

○二見教育長

ほかに、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

では、質問がありませんので、これで教育長の報告を終わります。

◎7 議案の審議 議案第34号 朝霞市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

「議案第34号 朝霞市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

議案第34号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市就学支援委員会条例第4条第2項の規定に基づき、朝霞市就学支援委員会委員の委嘱及び任命を行うものです。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第34号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第34号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第35号 朝霞市社会教育委員の委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第35号 朝霞市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

議案第35号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市社会教育委員設置条例第2条第2項の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市社会教育委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

こちらに、公募委員で新任の方がいらっしゃいますが、この方については何か経歴等、差し支えない程度でお願いできますでしょうか。

○二見教育長

生涯学習部次長。

○説明員・菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長

手元に資料がありませんので申し上げることができないのですが、抽選により、お申し込みがあった中から選ばせていただいております。

○二見教育長

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

手元に資料がございませんので、お申し込みの記憶の範囲内で御説明させていただきたいのですが、今までの社会経験を基に興味を持たれ、今後、社会教育委員の会議の方に是非、御意見等が言えれば申し上げたいというように記憶してございます。

以上です。

○平木教育長職務代理者

はい。

○二見教育長

ほかに質問ございますか。

ほかに質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第35号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第35号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第36号 朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第36号 朝霞市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

議案第36号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市スポーツ推進審議会委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第36号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第36号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第37号 朝霞市スポーツ推進委員の委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第37号 朝霞市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

議案第37号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、スポーツ基本法第32条第1項に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市スポーツ推進委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第37号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第37号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第38号 朝霞市文化財保護審議委員の委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第38号 朝霞市文化財保護審議委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

議案第38号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市文化財保護条例施行規則第21条の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市文化財保護審議委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第38号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第38号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 議案の審議 議案第39号 朝霞市公民館運営審議委員の委嘱について

○二見教育長

次に、「議案第39号 朝霞市公民館運営審議委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

議案第39号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市公民館設置及び管理条例第15条第2項の規定に基づき、本年6月30日をもって任期満了となる朝霞市公民館運営審議会委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第39号」を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第39号」は、原案のとおり可決されました。

◎8 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

その他として事務局、または委員の皆様から何かございますか。

なければ、その他を終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

(暫時休憩)

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎6 市長からの意見聴取 議案第30号 令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計補正予算
(第2号) <教育委員会関係分>について

○二見教育長

次に、市長からの意見聴取に入ります。

「議案第30号 令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計補正予算<教育委員会関係分>について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

議案第30号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

今回の補正予算の主なものについて、1ページ、「歳入」でございますが、「款16 国庫支出金」では、新たに「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を計上しております。

次に、「歳出」でございますが、「項02 小学校費」及び「項03 中学校費」では、小・中学校に大型ディスプレイ等を整備するため、「教材教具購入費」を増額計上しております。

次に、「項05 社会教育費」では、新たに図書館において、電子図書システムを導入するための経費を計上しております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

「議案第30号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第30号」については、同意することといたします。

◎6 市長からの意見聴取 議案第31号 朝霞市職員のサービスの宣誓に関する条例及び朝霞市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○二見教育長

次に、「議案第31号 朝霞市職員のサービスの宣誓に関する条例及び朝霞市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・金子学校教育部長

議案第31号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

内容につきましては、行政手続の効率化を図ることを目的に、これまで必要としていた押印等の手続を廃止するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第31号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第31号」については、同意することといたします。

◎6 市長からの意見聴取 議案第32号 工事請負契約の締結（図書館本館改修工事）について

○二見教育長

次に、「議案第32号 工事請負契約の締結（図書館本館改修工事）について」を議題とします。

提案理由の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

議案第32号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

工事の概要につきましては、図書館本館の屋上防水工事、内装改修、トイレ改修、電気設備改修等を行うものでございます。

入札の経過につきましては、4月27日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、7者が応札し、その結果、株式会社コバ建設埼玉営業所が、税抜き2億9,025万円で落札いたしました。

つきましては、株式会社コバ建設埼玉営業所と請負契約を締結いたしたく、市議会に提案することに御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより、採決いたします。

「議案第32号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第32号」については、同意することといたします。

この際、暫時休憩といたします。

関係説明員以外の方の退席を求めます。

(暫時休憩)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ⑤いじめに関する調査結果について

⑧市内小・中学校における感染症の発生について

◎7 議案の審議 議案第33号 奨学金貸付決定について

◎9 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これもちまして、令和3年第5回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でした。